

商品購入にあたって

当組合に加盟している事業者が取り扱っているオーダーメイドかつら、既製ウィッグ（ファッション・医療用）、増毛・育毛サービス契約商品および消耗品を含む関連商品など、対象によって契約書を「**交付する**」場合と「**交付しない**」場合があります。

《契約書をお渡りする契約》

●オーダーメイドかつら、増毛・育毛サービスなど、その場で商品代金の支払いおよび商品・役務の受け渡しが完了しない場合。

契約書を交付する契約は、**クーリングオフ**および中途解約の対象となります。条件等については、契約条項または、重要事項説明書を確認下さい。

《契約書をお渡ししない契約》

●既製ウィッグ（ファッション・医療用）・消耗品を含む関連商品など、店舗で商品代金の支払いおよび商品の受け渡しが完了する場合。

申込時に代金の支払および商品の引き渡し
が完了するため、契約書のお渡しはなく、**クーリングオフ**や返品はできません。

(注) <クーリングオフ制度対象外>

店舗および2日以上
の展示会において商品や役務の提供と代金支払いが完了している場合には、**クーリングオフ**制度の適用はありません。

例・既製ウィッグ（ファッション・医療用）や消耗品を含む関連商品などを現金（翌月1回払いのクレジットを含む）で支払い、持ち帰ったとき。
・その都度払いで育毛・増毛施術を受けたとき。

医療用ウィッグ「安心・安全」マーク



医療用ウィッグにも、他の工業製品と同様に

JIS規格があることをご存知ですか？

抗がん剤治療や円形脱毛症に悩む方を応援するために、

安心してお使いいただけるように

医療用ウィッグJIS規格が制定となりました。

医療用ウィッグは、

このJIS規格基準に適合した商品マークです。



日本毛髪工業協同組合

〒151-0053
東京都渋谷区代々木2-10-9 本間ビル5階
Tel.03-5304-5130 Fax.03-5371-9345
URL: <http://nmk.or.jp/>



〈加盟会社〉



日本毛髪工業協同組合は
消費者の方々と
加盟会社とのパイプ役です

消費者の皆様が安心して商品・サービスをご利用頂けるよう消費者と事業者の間に立って活動しています。

医療用ウィッグ「安心・安全」マーク



日本工業規格（JIS）基準に適合することを認証する「医療用ウィッグ」マークです。

お客様相談窓口



0120-179-173

日本毛髪工業協同組合は

お客様が理解・納得してからの
契約を推進しています。

日本毛髪工業協同組合に加盟している
事業者は

- お客様へ購入頂く商品について十分な説明を心がけています。
- 商品の使い方・お手入れの仕方など、お客様に分かりやすく伝わるよう努めます。
- 個人情報の保護に関するガイドラインを遵守しています。
- お客様からの問い合わせ・苦情・意見等の申し出に対し、適切かつ迅速に対応・回答することに努めます。

《クーリングオフの申出》

＜契約(注文)撤回書面の記入例＞

表	裏
<p>〒000-0000</p> <p>株式会社</p> <p>〇〇都〇〇区〇〇町〇番地</p> <p>〇〇〇〇行</p> <p>ご住所</p> <p>ご契約者名</p> <p>お電話番号</p>	<p>契約(注文)書面交付日 〇年〇月〇日</p> <p>・お取扱店名 ・ご契約商品 ・ご契約金額 ・ご契約担当者名</p> <p>上記申込は撤回します。</p>

商品契約(注文)日を起算日として8日以内に書面による申出によりクーリングオフする場合は、商品契約(注文)事業者(本社所在地)へ上記事項を記入し、簡易書留扱いで投函してください。

いったん契約すると、双方が契約を守る義務が発生します。

- 事業者は、製品やサービス【役務】を提供する義務
- 契約者【お客様】は、代金を支払う義務



契約は内容を
しっかり確認してから。
署名・押印は慎重に!

加盟会社とのご契約に関するご相談は
日本毛髪工業協同組合
お客様相談窓口へお電話下さい



フリーダイヤル

0120-179-173

相談時間 10:00~16:00

土曜・日曜・祝日・12月29日~1月3日除く

契約を途中でやめたくなくなったら…

できる時・できない時、できても解約金が必要な時など…

クーリングオフと中途解約について

《クーリングオフとは》

- 契約書交付日を初日として8日までは理由を問わず無条件で契約を解除することができます。
- 事業者の同意は不要・理由は問いません。
- 書面を発信した時点で契約の解除が成立します。
- 記録の残る方法で書面を発信しましょう。(ハガキの両面をコピーし、簡易書留や特定記録郵便など郵便局で受付した記録が残る方法が確実です。)
※対象とならない場合がありますので、契約・注文・購入時書面を確認ください。

《中途解約とは》

- 契約書交付日から9日以降の解約申出は、中途解約のルールが適用されます。
- 中途解約の条件は、各事業者によって異なります。お手元の契約書など(契約条項または、重要事項説明書)をご確認下さい。

《できない場合》

- 契約書が交付されない契約(購入)商品。[既製ウィッグ(ファッション・医療用)、消耗品を含む関連商品など]
- 引き渡し後のオーダーメイドかつら。
- 各事業者が規定した解約可能期間を超えた増毛・育毛サービス契約商品など。